

応急仮設住宅供給における当協会の役割と取組



一般社団法人プレハブ建築協会 規格建築部会



Daiwa Lease®

寺町 義弘

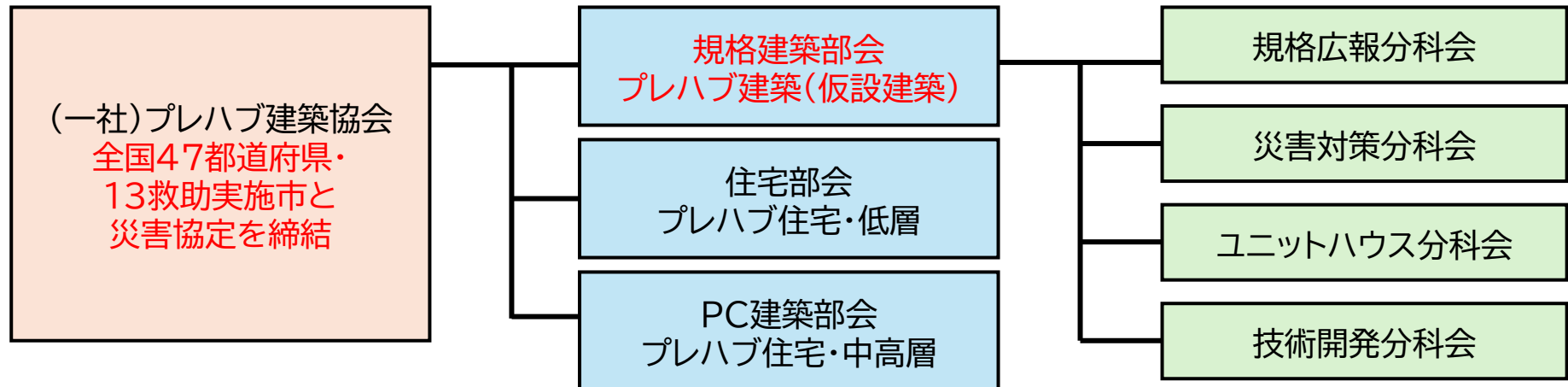
ご説明内容

1. (一社)プレハブ建築協会
2. 災害協定について
3. (一社)プレハブ建築協会の主な平常時の取り組みについて
4. 応急仮設住宅とは
5. 建設型応急住宅供給スキーム
6. 建設型応急住宅建設の流れ
7. 令和6年能登半島地震応急仮設住宅建設
8. 建設型応急住宅建設の迅速化に向けた取り組み
9. (一社)プレハブ建築協会の主な建設型応急住宅建設実績

一般社団法人プレハブ建築協会(以下「プレ協」という。)は、建築生産の近代化・合理化を推し進め、住宅の工業化を発展させるための中心的な役割を果たす組織として、1963年1月に建設省・通商産業省(当時)の共管にて設立された業界団体

会員:会員217社(正会員:31社、準会員:71社、賛助会員:115社)令和7年3月31日現在

規格建築部会:正会員:13社、準会員:1社



「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」（一部抜粋）

（所要の手続き）

第3条 甲(都道府県)は、住宅の要請に当たっては、建設場所、戸数、規模、着工期日、その他必要と認められる事項を、文章をもって乙(プレ協)に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等によることが出来る。この場合において、甲(都道府県)前記文章を速やかに乙(プレ協)に提出しなければならない。

（協力）

第4条 乙(プレ協)は、前条の要請があったときは、乙(プレ協)の会員である住宅建設業者(以下「丙」という。)の斡旋その他能な限り甲(都道府県)に協力するものとする。

（住宅建設）

第5条 乙(プレ協)の斡旋を受けた丙(会員の住宅建設業者)は、甲(都道府県)の要請に基づき住宅建設を行うものとする。

（報告）

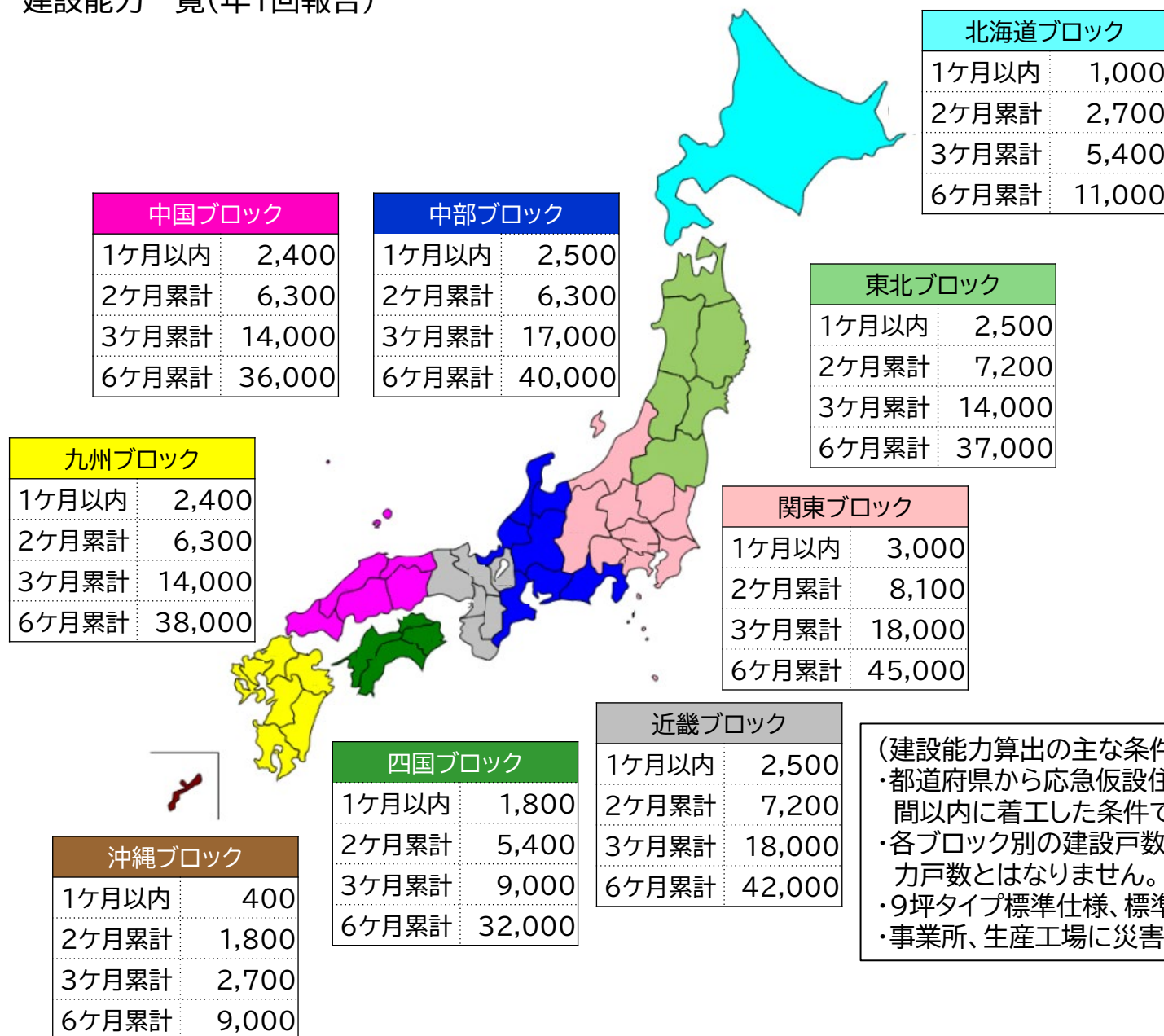
第8条 乙(プレ協)は、住宅建設について、協力できる建設能力等の状況を毎年1回甲(都道府県)に報告するものとする。ただし、甲(都道府県)が必要と認めた場合は、乙(プレ協)に対し随時報告を求めることができる。

（会員名簿の提供）

第9条 乙(プレ協)は、この協定に係る乙(プレ協)の業務担当部員の名簿及び乙(プレ協)に加盟する会員の名簿を毎年1回甲(都道府県)に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲(都道府県)に報告するものとする。

2. 災害協定について(報告内容)

建設能力一覧(年1回報告)



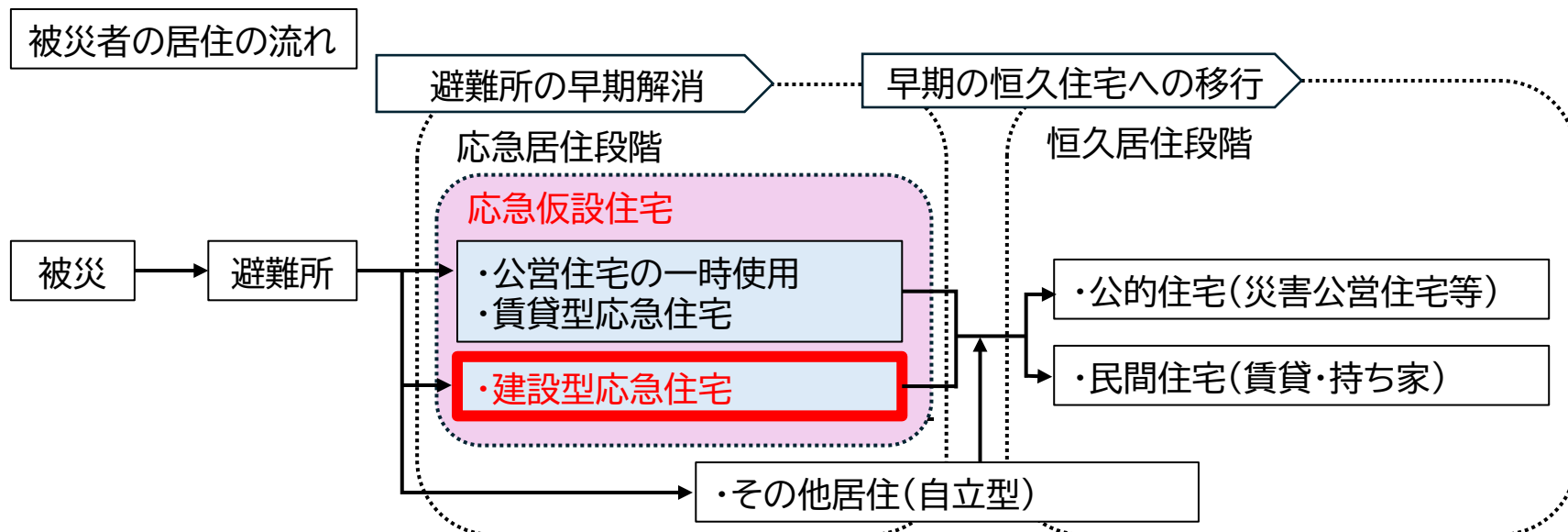
(建設能力算出の主な条件)

- ・都道府県から応急仮設住宅の建設要請を受託し1週間以内に着工した条件で算出
- ・各ブロック別の建設戸数の合計数値が全国の建設能力戸数とはなりません。
- ・9坪タイプ標準仕様、標準プランで算出
- ・事業所、生産工場に災害の被害がない

- ① 応急仮設住宅建設協定を締結している都道府県等との訪問意見交換
 - ・ 災害発生を想定し、災害対応業務を迅速かつ円滑に推進するため、都道府県等を訪問し様々な課題や問題などの意見交換を行い平常時からの連携強化を行っている。
- ② 都道府県が主催する応急仮設住宅建設に係る模擬訓練・机上訓練への参加
- ③ 都道府県の応急仮設住宅建設に係る事前準備対策への支援・協力
- ④ 「応急仮設住宅建設関連資料集」の発行
 - ・ 応急仮設住宅建設に関するプレ協の建設の能力や都道府県等、当協会及び会員会社のそれぞれの役割、建設計画の留意点、これまでに建設した主な応急仮設住宅の事例の掲載、また当協会の標準仕様・プラン等を毎年見直しを行い、都道府県等をはじめ関係機関に配布している。
 - ・ この資料の提供をもって「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定書」に規定する「報告」としている。
- ⑤ 応急仮設住宅に関する資材、器材の供給能力調査
 - ・ 応急仮設住宅建設能力戸数を担保するため、資材、器材の団体を毎年訪問し資材、器材の供給状況の確認や今後の生産等について意見交換を実施している。

4. 応急仮設住宅とは

- 災害救助法に基づく救助の一環。
- 地震、津波、台風、洪水などの自然災害により住家が全壊・全焼・流出等し、日常生活を営むための住家を失った者のうち、自らの資力では住宅を確保することが困難な者に対して、国および地方自治体が無償で一定期間提供する仮設の住宅施設。



避難所等の生活
(公民館・集会施設・学校等の公共施設)

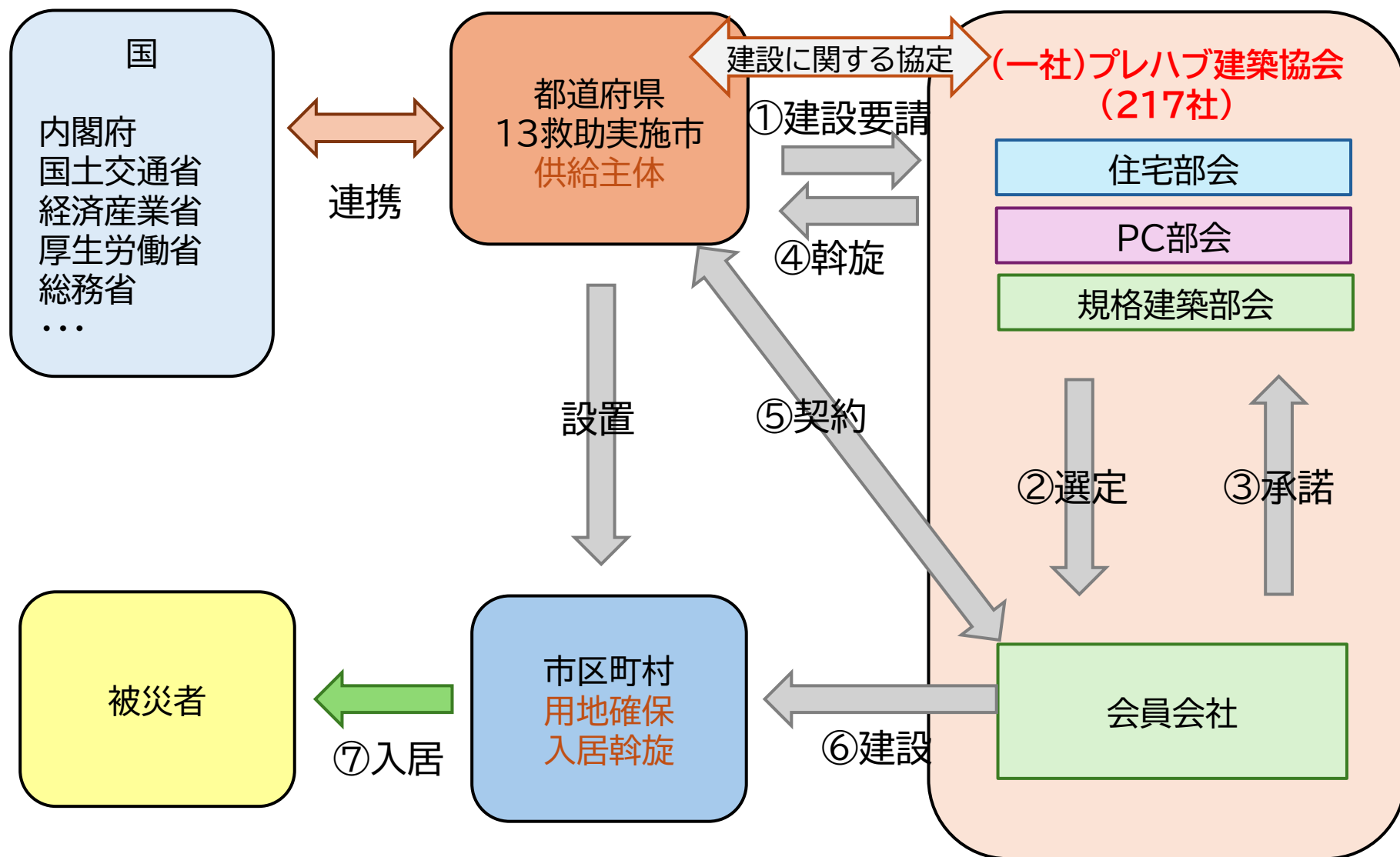
- ・プライバシー確保の問題
(精神的負担)
- ・エコノミー症候群被害増
(身体的負担)



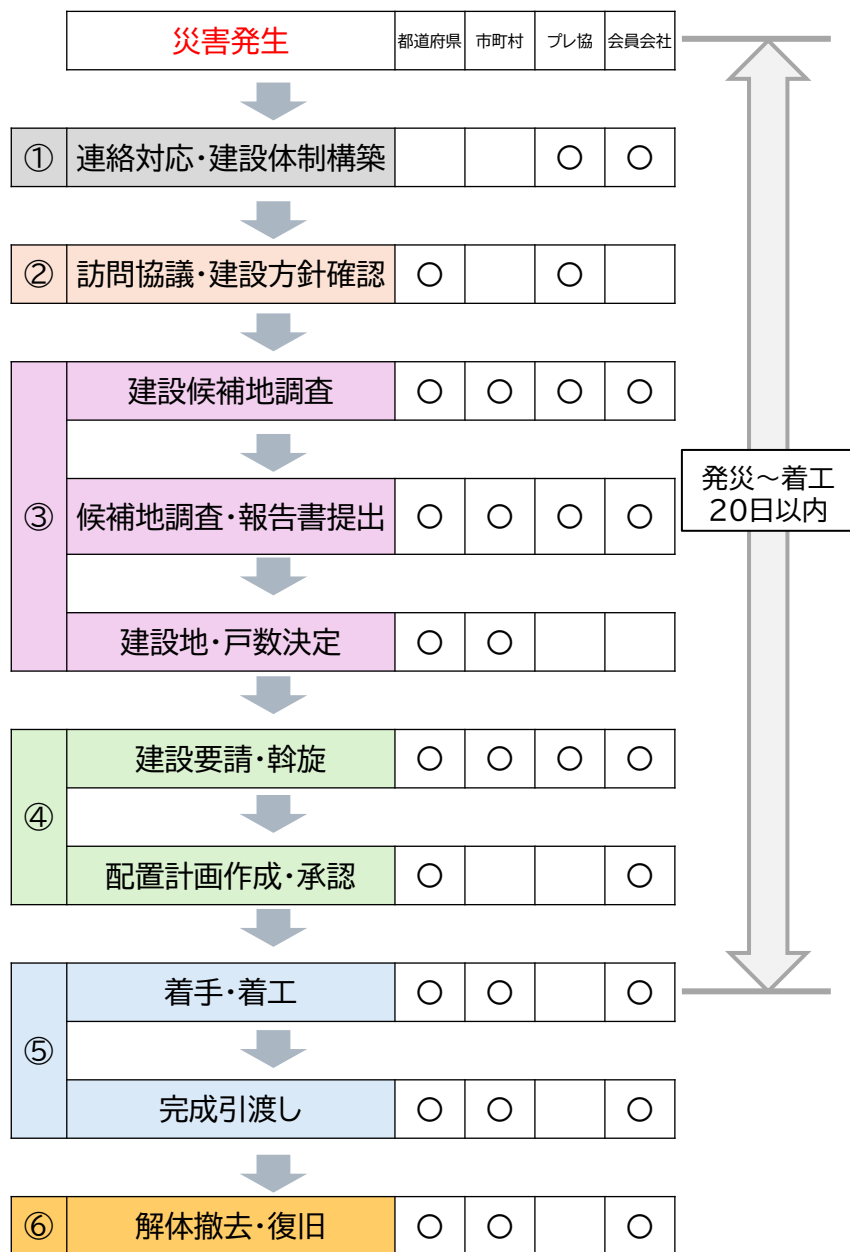
2024年、能登半島地震における避難所

画像引用: 令和6年能登半島地震における避難所運営の状況 | 内閣府(防災担当)(外部リンク/PDF)

大規模災害時には、被災者の避難生活が長期化しやすいため、仮設住宅を早期に提供することが重要となる。



6.建設型応急住宅建設の流れ



① 連絡対応・建築体制構築

- ・被災都道府県へ連絡対応の開始
- ・会員会社事業所の被災状況と建設能力戸数確認、建設体制構築

② 訪問協議・建設方針確認

- ・応急仮設住宅必要建設戸数確認、プレ協は建設能力戸数報告
- ・相互の建設・連絡体制の確認
- ・配置計画方針の確認と技術基準の決定
- ・配置・外構計画等の検討
- ・応急仮設住宅建設の全体工程におけるスケジュールの情報共有

③ 建設候補地調査～建設地

- ・都道府県からプレ協へ応急仮設住宅建設候補地調査依頼
- ・プレ協は候補地調査結果と配置計画(案)を都道府県へ報告
- ・都道府県と市町村は報告書に基づき建設地と建設戸数決定

④ 建設要請・斡旋～配置計画作成・承認

- ・都道府県からプレ協への建設要請
- ・要請の翌日にはプレ協は会員会社を都道府県に斡旋
- ・斡旋された会員会社は、都道府県と打合せを行い当該建設地の配置計画図を作成
- ・会員会社は配置計画図を都道府県に提出、都道府県の承認後、見積もり提出、契約（金額はこの段階で決定）
- ・会員会社は、工程表を提出し、地縄確認後、建設に着手

⑤ 着手・着工～完成引渡し

- ・応急仮設住宅建設の工期は、着工から約一か月で完成
- ・市町村では、入居者の募集や抽選、入居説明会や支援物資を準備

⑥ 解体撤去・復旧（賃貸借契約の場合）

- ・賃貸借契約終了後、会員会社は応急仮設住宅の解体に着手し、解体した本体部材のうち使用可能な部材は整備して再利用
- ・敷地の復旧工事は、契約時に会員会社・都道府県・市町村の三者間で協議した内容を再確認したうえで着工

③～⑤の作業は、最後の1戸が完成するまで何度も繰り返す

7. 令和6年能登半島地震応急仮設住宅建設

構造	プレハブ	木造	
概要	迅速かつ大量に供給し、避難者生活を早期に解消するもの	市町有住宅に位置づけることで、恒久的な住まいとすることが可能	
入居期間	原則2年間(状況により延長)	原則2年間(2年後 市町有住宅へ転用等)	
場所	市町有地、学校グラウンドなど	従来のお住いの近く	
外観	 三崎町第一団地 (珠洲市)	長屋(まちづくり型)	戸建風(ふるさと回帰型)
		 三井町第一団地 (輪島市)	 下唐川第二団地 (穴水町)
建設戸数	5,565戸 (内、プレ協4,467戸)	1,570戸	33戸

7. 令和6年能登半島地震応急仮設住宅建設(平面プラン)

1K(19.8㎡)



3K(39.6㎡)



2K(29.8㎡)



車椅子対応
2DK(39.6㎡)



7. 令和6年能登半島地震応急仮設住宅建設(外観写真)



7. 令和6年能登半島地震応急仮設住宅建設(内観写真)



(居室)



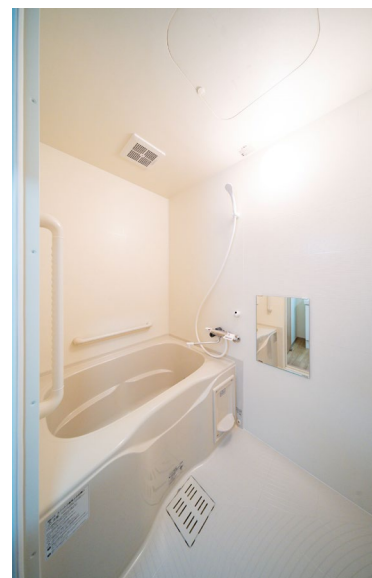
(台所)



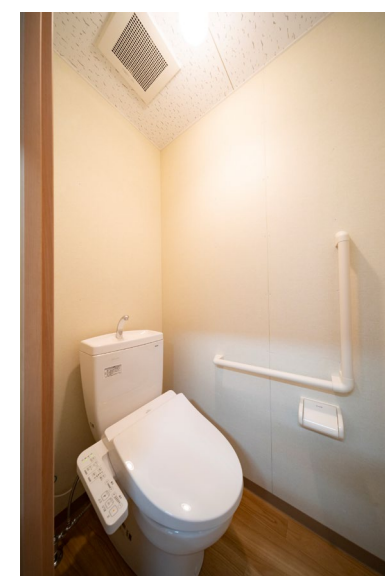
(掃き出し・濡れ縁)



(洗面所)



(浴室)



(トイレ)

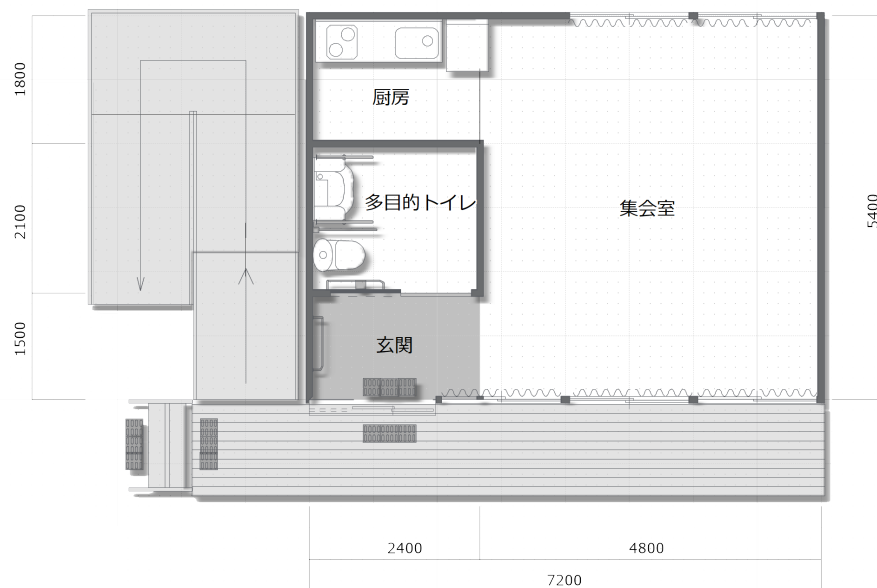


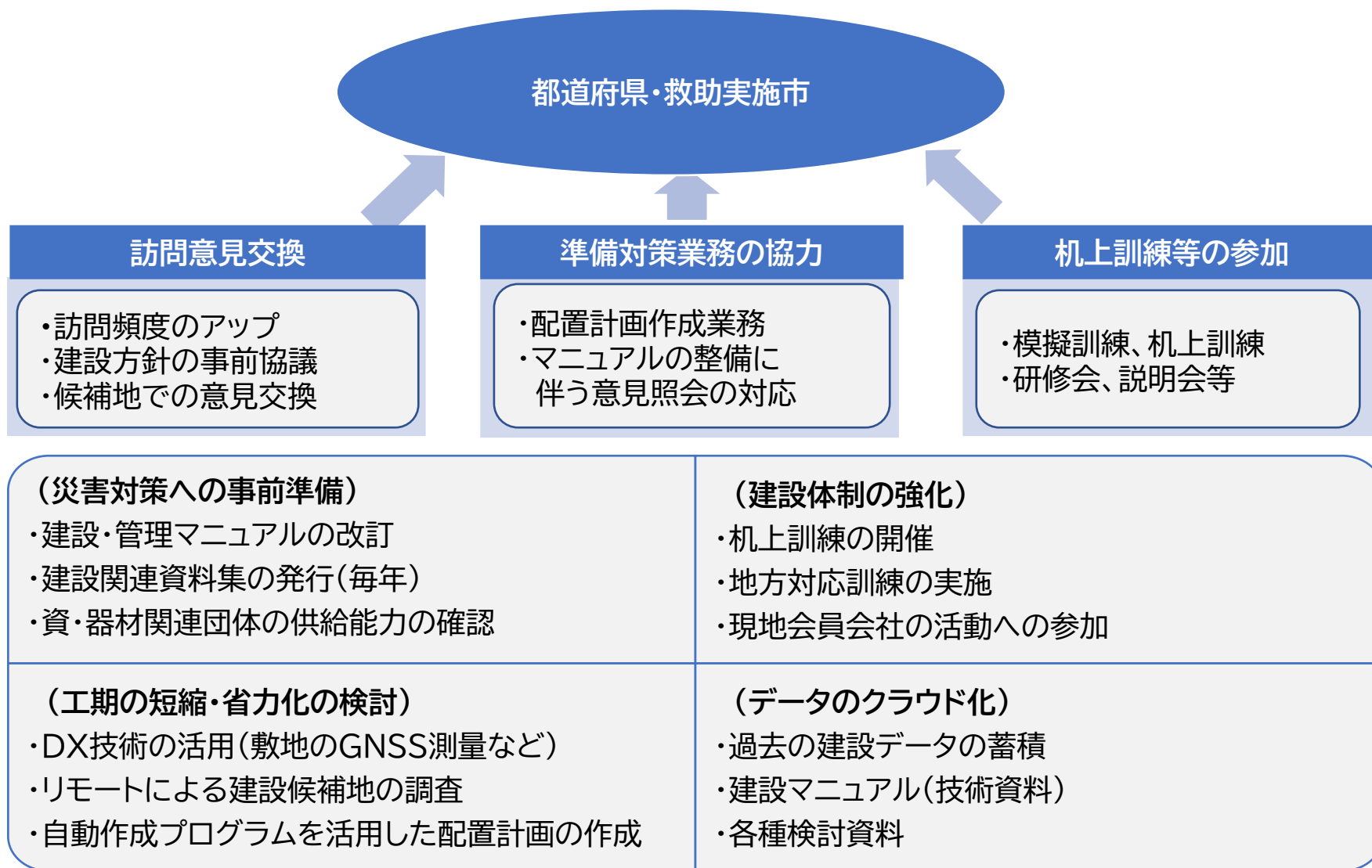
(受水槽)



(浄化槽)

7. 令和6年能登半島地震応急仮設住宅建設(集会施設)





9. プレ協の主な建設型応急住宅建設の事例

1995年1月17日
阪神・淡路大震災 33,906戸



2004年10月23日
新潟県中越地震 3,460戸



2007年7月16日
新潟県中越沖地震 1,222戸



2011年3月11日
東日本大震災 43,233戸



2016年4月14日
熊本地震 3,605戸



2024年1月1日
令和6年能登半島地震 4,467戸

